従業員のみなさん!

個人住民税は、もう約９割の方が

給与から らくらく 納税

個人住民税は、原則として給与からの差引きによる納税（特別徴収）になっています。
給与所得がある方で、ご自身で納税（普通徴収）されている方は、お勤め先の給与担当者にご確認ください。

※ 既に給与から個人住民税が特別徴収されている方は、これまでの取扱いに変更ありません。
※ 給与が少なく税額を差し引くことができない方、給与の支給が不定期な方など、特別徴収の対象者とならない場合があります。

詳しくは、県内各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。
県内市町村の個人住民税担当課や制度の詳細については、
富山県税務課のホームページでもご覧いただけます。

富山県　県内各市町村

従業員の方の
個人住民税特別徴収 Q & A

Q1 特別徴収とは何ですか？

A1 事業者（給与支払者）が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わり市町村に納入する制度です。
現在、特別徴収されていない方は、お勤め先の給与担当者にご確認ください。

普通徴収の場合

従業員自らが、年４回（６月、８月、10月、１月）に分けて、個人住民税を市町村に納める。

特別徴収の場合

事業者が、従業員の６月から翌年5月までの各月の給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納める。

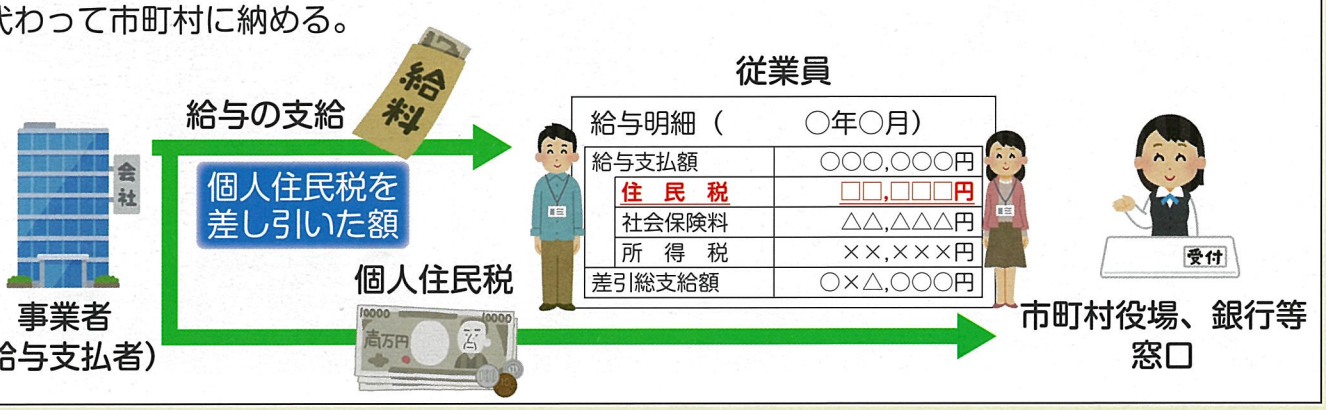

Q2 特別徴収にするとどんなメリットがありますか？

A2 普通徴収と比べ、①銀行や市町村窓口に出向く必要がなくなります。②年４回の納税が年12回に分割されるため、１回あたりの負担が少なくてすみます。

＜例＞年間税額が24万円の場合、

ご自身で納税する場合	年４回のため、1回あたりの納税額が６万円
毎月給与から差し引く場合	年12回となり、1回あたりの納税額が２万円

Q3 パートやアルバイト、事業専従者も特別徴収の対象になりますか？

A3 パート、アルバイト、事業専従者も、毎月給与を受けている方は対象となります。ただし、給与が少なく税額を差し引けない方、給与の支給が不定期の方など、対象とならない場合があります。